

託送供給等約款の変更認可申請について

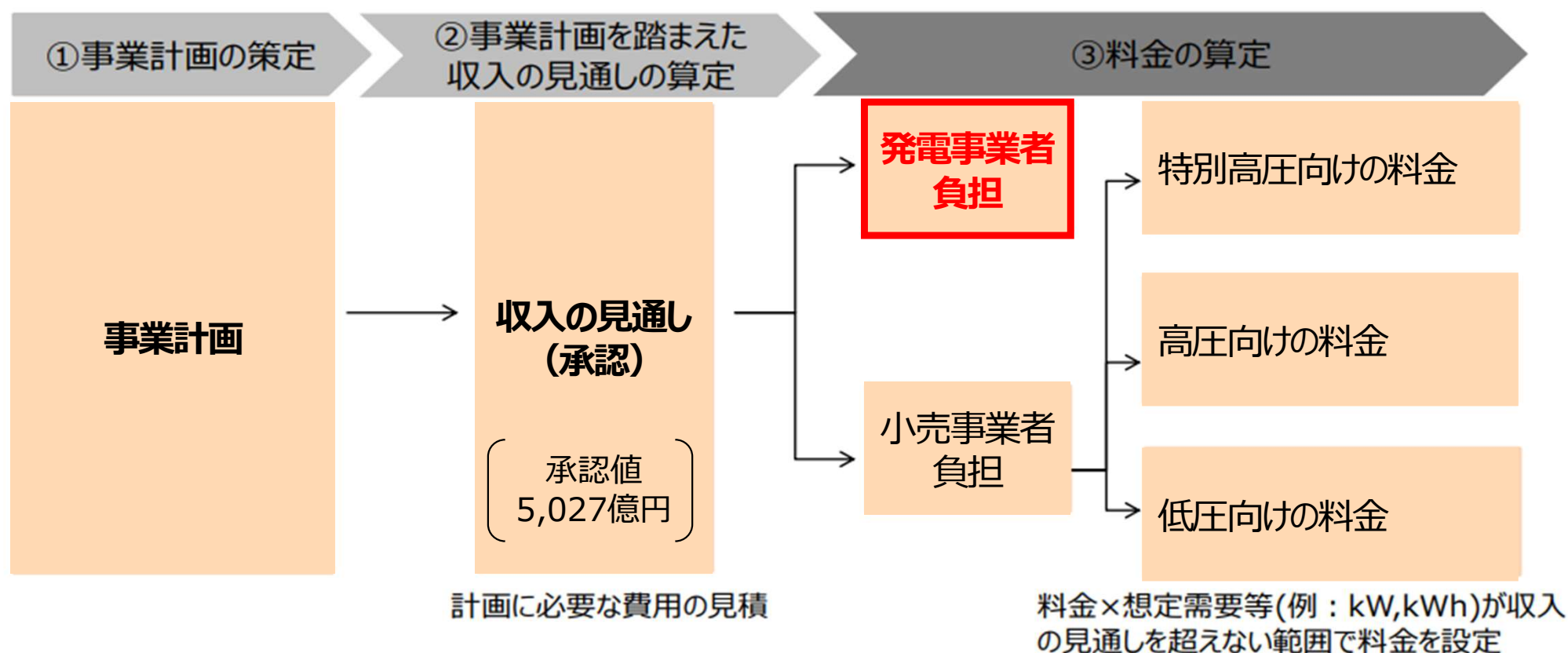
2023年12月20日
九州電力送配電株式会社



九州電力送配電

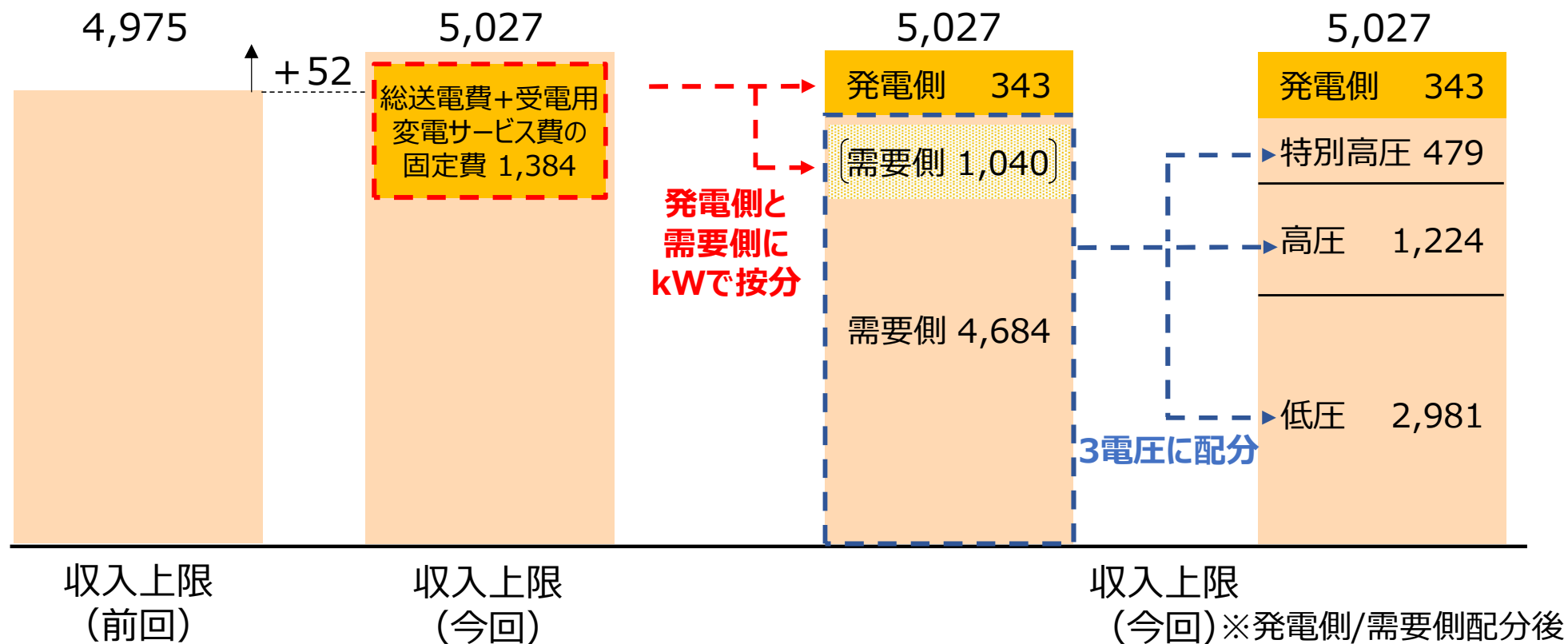
- 当社は、2023年9月29日に託送供給等に係る収入の見通し（以下、「収入上限」といいます。）の変更承認を経済産業大臣に申請し、11月24日に承認を受けました。
- また、国の審議会における整理を踏まえ、2024年4月から発電側課金制度を導入するため、承認を受けた収入上限に基づき発電側課金に係る料金を新たに設定するとともに、需要側託送料金の見直しを行い、12月1日に託送供給等約款の変更認可申請を行いました。

< 発電側課金導入後の負担イメージ >



- 今回承認を受けた収入上限は、2022年12月に承認を受けた収入上限に、当時反映できなかった外生的な費用変動等を反映した結果、前回の収入上限4,975億円/年から52億円/年増加し、5,027億円/年となりました。
- この収入上限の基となる費用を一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（以下、「料金算定規則」といいます。）に基づき発電側と需要側に配分した結果、発電側は343億円/年、需要側は4,684億円/年となりました。
- また、需要側の費用を3電圧（特別高圧/高圧/低圧）に配分した結果、特別高圧で479億円/年、高圧で1,224億円/年、低圧で2,981億円/年となりました。

< 費用の配分イメージ > （単位：億円）



- 発電側に配分された費用（343億円）に基づく平均単価は、0.43円/kWhとなりました。
- 需要側の電圧別平均単価と改定率は、特別高圧では2.32円/kWh（▲11.45%）、高圧では4.19円/kWh（▲8.91%）、低圧では9.34円/kWh（▲3.51%）となりました。

< 発電側および需要側電圧別の平均単価 >

（億円、億kWh、円/kWh、税抜）

区分		配分した費用 ①	電力量 ②	改定後単価 ③	[参考] 現行単価 ④	単価差 ⑤ (③-④)	改定率 (⑤/④)
発電側		343 (-)	804	0.43	—	—	—
需要側	特別高圧	479 (▲ 61)	206	2.32	2.62	▲0.30	▲11.45%
	高 圧	1,224 (▲ 120)	292	4.19	4.60	▲0.41	▲8.91%
	低 圧	2,981 (▲ 110)	319	9.34	9.68	▲0.34	▲3.51%
	全 系	4,684 (▲ 291)	817	5.73	6.09	▲0.36	▲5.91%

※ 規制期間（2024~27年度）の4年平均、（ ）は現行との差

- 発電側課金に係る料金は、料金算定規則に則り、基本料金で回収する費用と電力量料金で回収する費用が等しくなるように設定いたしました。
- 需要側託送料金は、固定的な費用が約 9 割を占める送配電費用の特性や、再エネの拡充、安定供給の前提となる収入の安定性および電化促進の観点等から、発電側への費用配分および収入上限の変動影響（▲291億円/年）を電力量料金単価に反映し、基本料金単価を据え置くことといたしました。

(円/kW、円/kWh、税込)

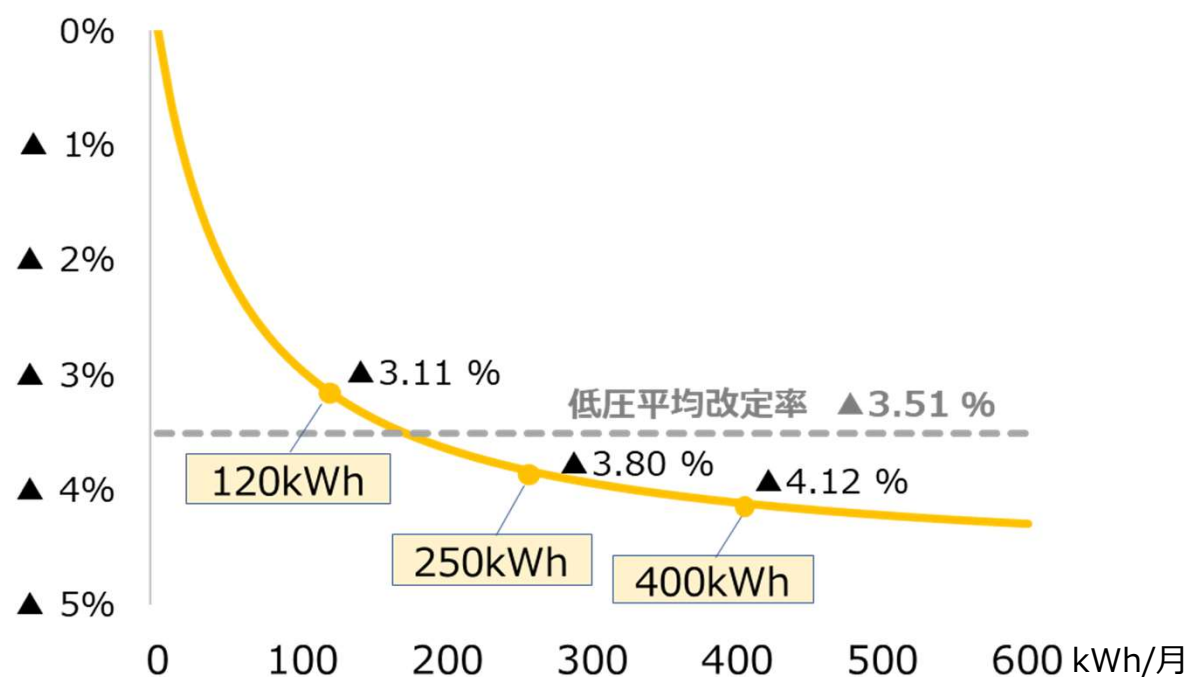
		基本料金単価	電力量料金単価
発電側課金		85.10 (－)	0.23 (－)
需要側託送料金 (標準)	低圧 (電灯)	162.24 (±0.00)	7.87 (▲0.39)
	低圧 (動力)	379.26 (±0.00)	5.58 (▲0.57)
	高 圧	553.28 (±0.00)	2.61 (▲0.48)
	特別高圧	482.05 (±0.00)	1.27 (▲0.37)

※ () 現行単価との差

		現在の託送料金	今回申請 (改定率)
低圧 (電灯)	30A 120kWh	1,477円	1,431円 (▲3.11%)
	30A 250kWh	2,551円	2,454円 (▲3.80%)
	30A 400kWh	3,790円	3,634円 (▲4.12%)
高圧	150kW 15千kWh	116,893円	109,693円 (▲6.16%)
特別高圧	10千kW 1,000千kWh	5,737千円	5,367千円 (▲6.45%)

※ いずれも標準接続送電サービス

<使用量ごとのモデル改定率（低圧・電灯）>



5 系統設備効率化割引の設定（割引対象変電所等：割引 A）

6

- 国の審議会における整理に基づき、系統設備効率化割引を設定いたしました。

(円/kW、税込)

	割引 A－1	割引 A－2	割引 A－3
単価	▲38.56	▲15.86	▲7.93

系統用 変電所等	福岡	槻田、西谷、北九州、到津、 上津役、住吉、赤坂、 久留米、南福岡、古賀、 東福岡	門司、若松、西福岡、脊振、 三池、筑豊、山家、伊都、 中央、木佐木、苅田、 南苅田	東豊前、豊前
	佐賀	—	北佐賀、鳥栖、武雄	唐津、西九州
	長崎	長崎、諫早	東佐世保	西佐世保、北長崎
	大分	—	—	—
	熊本	—	北熊本	南熊本、緑川、弓削、 中九州、熊本
	宮崎	—	—	—
	鹿児島	—	—	—

※割引 A－2・A－3 において、基幹系統に接続する電源の割引単価は半額

5 系統設備効率化割引の設定（割引対象変電所等：割引B）

7

(円/kW、税込)

		割引B－1	割引B－2
単価		▲39.74	▲16.36
配電用 変電所等	福岡	砂津、堺町、三郎丸、小倉、旦過、徳力、横代、前田、黒崎、穴生、上津役、藤田、香椎、箱崎、多の津、アイランドシティ、前松原、東浜、中洲、板付、土居町、住吉、簗島、竹下、西春、千代、堅粕、古門戸、須崎、天神、大濠、那の川、今泉、渡辺通、荒戸、中尾、西福岡、井尻、野間、姪浜、七隈、長尾、福陵、西新、重留、京町、千本杉、久留米、東町、原古賀、原田、白木原、太宰府、篠栗、志免、亀山、東福岡、長者原	錦町、大里、めかり、原町、洞海、東畑、戸畑、大門、金鶏町、港町、井堀、三萩野、曾根、貫、香月、折尾、浅川、塩屋、和白、箱崎浜、壱岐、今宿、浜田、嘉穂、大洲、通谷、二日市、上白水、平田台、古賀、久保、新宮、若久
	佐賀	神辺	神野、大財、高木瀬、松原、鍋島、元石
	長崎	丸山、宮ノ下、新地、厳原、佐須奈、芦辺、郷ノ浦	銭座、賑橋、浦上、富士見、花丘、矢上、大野、大久保、佐世保、熊野、日宇、諫早、豊玉、久賀、長与、川棚、小値賀、阿瀬津、奈良尾
	大分	大分、上野、金池、寒田	王子、鶴崎、中島、日岡、岡川、寿町、別府、田の湯、石垣、下釜、大山、臼杵、津久見、大岳
	熊本	大江、銀座橋、慶徳、保田窪、神水、江津、御領	日吉、新町、坪井、花畑、健軍、池田、近見、弓削、八代、田迎
	宮崎	—	清水、青葉、旭、恒富
	鹿児島	新住用川、名瀬、中種子、古仁屋	城山、田上、鹿児島、清滝、名山、谷山、鴨池、永田、天文館、紫原、新種子島、竜郷

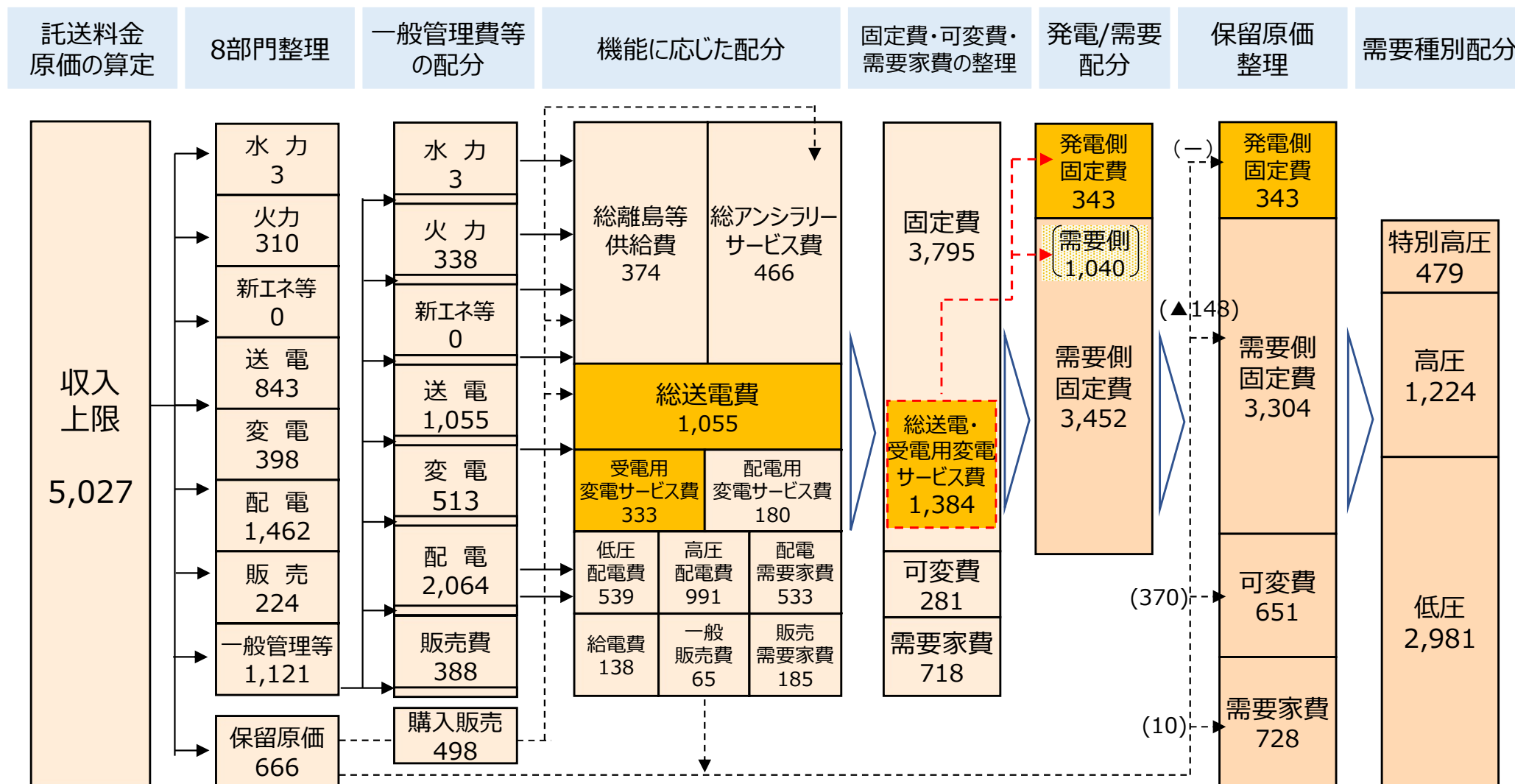
- 審議会での整理内容等を踏まえ、発電側課金の導入に伴う規定の追加等、以下の内容について託送供給等約款の規定を見直しました。

< 主な見直し内容 >

内容	概要
発電側課金の導入	発電側課金に係る契約を「系統連系受電契約」、発電側課金に係る料金を「系統連系受電サービス料金」として定め、料金の算定・支払い等を新たに規定しました。
近接性評価割引の廃止	発電側課金制度の導入に伴い、系統設備効率化割引と制度主旨が重複する近接性評価割引を廃止します。
需要側託送料金における制限中止割引の廃止	電気の使用が制限または中止される場合に実施している需要側託送料金の制限中止割引について、業務運営の効率化による託送料金の低減を図るため、2025年3月31日をもって廃止します。
一次調整力の機能のみを提供する電源等	需給調整市場で一次調整力を単一調整力として落札した場合、市場でのkWh精算を行わず、託送契約のインバランスに含めて精算すると整理されたことを踏まえ、規定に反映しました。
翌々日計画の提出	容量市場が開始される2024年度から、電気事業者に対して翌々日計画の提出が求められると整理されたため、各種計画の提出を定めた別表に翌々日計画に関する内容を反映しました。
系統連系技術要件の見直し	系統に接続される電源が従うべき技術要件（グリッドコード）について、低圧分散電源の逆潮流や電圧変動対策に関する要件等が変更されたため、系統連系技術要件に反映しました。

(以下、参考資料)

- 料金算定規則に則り、発電側と特別高圧、高圧および低圧の三需要種別に費用を配分しました。

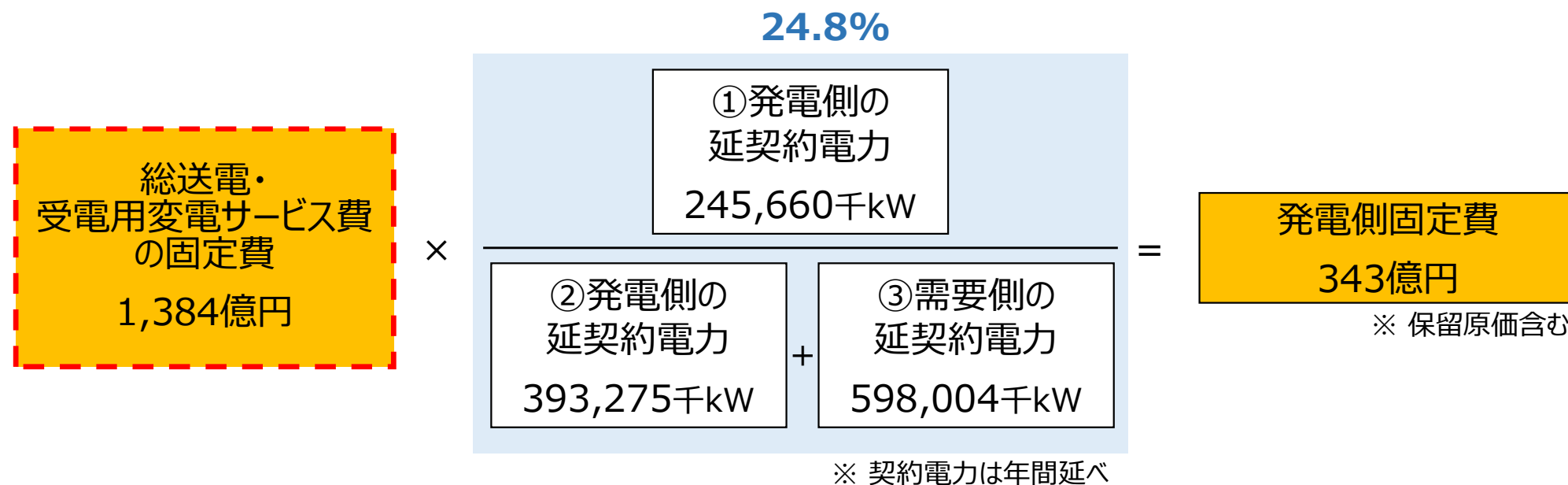


※ 2023年4月の電気事業会計規則改正により、蓄電池の費用項が「変電費」から「新エネ等発電等費」に変更されていることを踏まえ、算定しています。

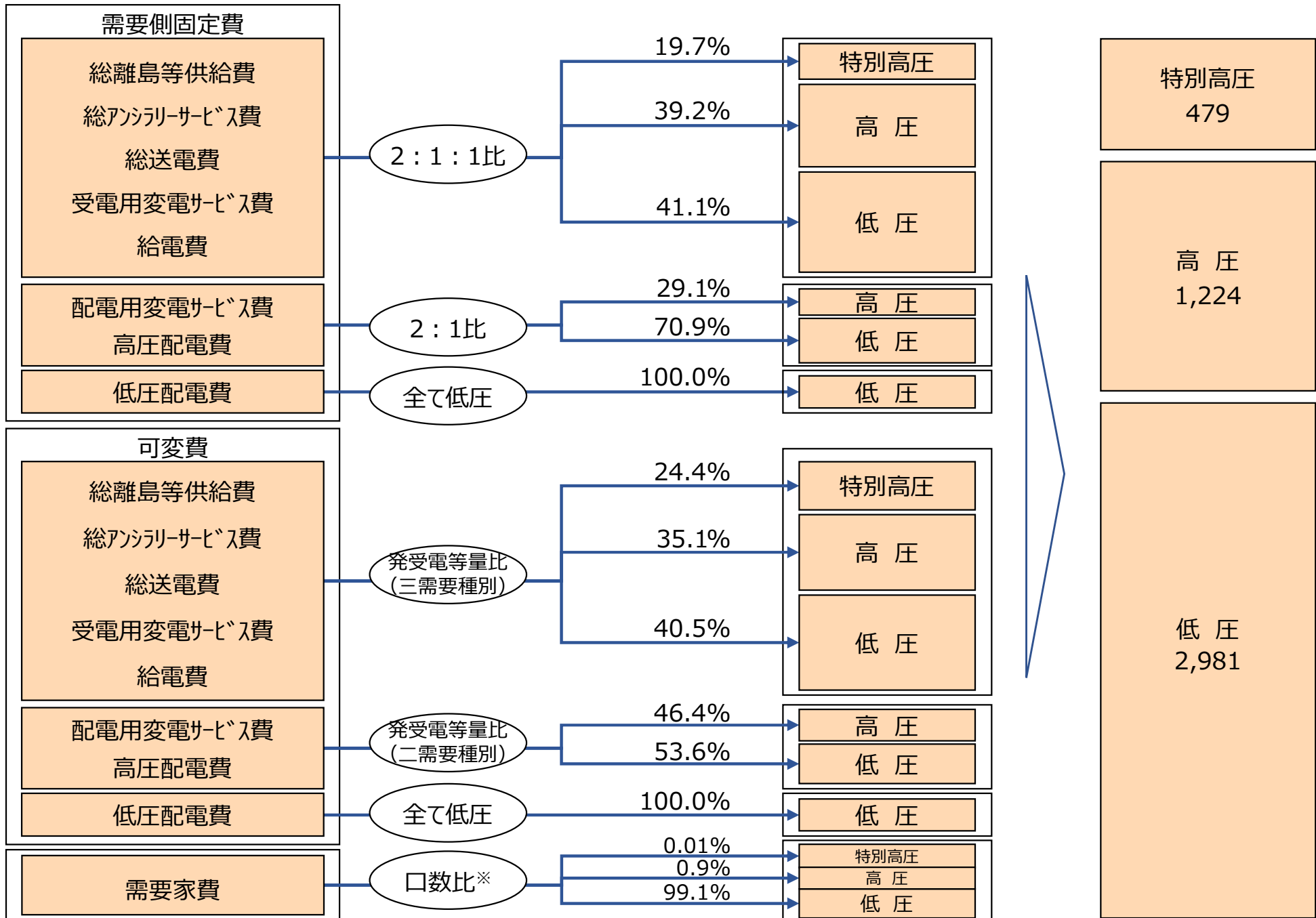
※ 単位は億円、規制期間（2024～27年度）の4年平均、端数処理の関係で合計等が一致しない場合があります。

- 発電側課金の対象費用（発電側固定費）は、料金算定規則に則り、総送電・受電用変電サービス費の固定費に発電側の延契約電力が発電側と需要側の延契約電力に占める割合（24.8%）を乗じて算定しました。

<発電側固定費の算定イメージ>



- ①：10kW未満の電源および2024年3月31日までに認定を受けたFIT・FIP（10kW以上）の延契約電力相当を含まない
- ②：10kW未満の電源の延契約電力相当を含まない



※ 需要家費のうち、引込線・計量器等に係る費用の一部については、事業者設定基準を定めたうえで、口数比以外の方法で配分しています。

- 需要側に配分された固定費(3,304億円)について、特別高圧以上の設備に係る費用を三需要種別（特別高圧、高圧および低圧）に、高圧の設備に係る費用を二需要種別（高圧および低圧）に配分する際の配分比率は下表のとおりです。

＜三需要種別への固定費配分比率＞ ～総送電費、受電用変電サービス費等の配分～

	【固定費配分比率】 2 : 1 : 1比 (100%)	各電圧の 最大電力 (50.0%)	全系のピーク電力 (25.0%)		発受電等量 (25.0%)
			夏季 (12.5%)	冬季 (12.5%)	
特別高圧	19.7%	18.4%	18.9%	15.9%	24.4%
高圧	39.2%	42.1%	45.0%	30.3%	35.1%
低圧	41.1%	39.5%	36.1%	53.8%	40.5%

＜二需要種別への固定費配分比率＞ ～高圧配電費、配電用変電サービス費の配分～

	【固定費配分比率】		
	2 : 1 比 (100%)	延契約電力 (66.7%)	発受電等量 (33.3%)
高圧	29.1%	20.4%	46.4%
低圧	70.9%	79.6%	53.6%

＜系統連系受電サービス料金＞

(円、税込)

				単 位	料金単価		
					申請単価	現行単価	差
基本 料金	九州本土			1 kW	85.10	—	—
	離島（特別高圧系統あり）			1 kW	79.57	—	—
	離島（特別高圧系統なし）			1 kW	79.53	—	—
電力量料金				1 kWh	0.23	—	—
系統設備 効率化 割引※	系統設備 効率化 割引 A	A－1		1 kW	38.56	—	—
		A－2	受電電圧が標準電圧 100,000Vをこえる場合	1 kW	7.93	—	—
			受電電圧が標準電圧 100,000V以下の場合	1 kW	15.86	—	—
		A－3	受電電圧が標準電圧 100,000Vをこえる場合	1 kW	3.97	—	—
			受電電圧が標準電圧 100,000V以下の場合	1 kW	7.93	—	—
		系統設備 効率化 割引B	B－1		1 kW	39.74	—
	B－2		1 kW	16.36	—	—	

※ 発電者ごとの連系変電所等により、割引いたします。

なお、系統設備効率化割引 B の適用は、低圧または高圧で受電する場合に限ります。

(注) 実際の料金等は、経済産業大臣の認可を受けて決定されます。

<低圧（電灯） 接続送電サービス料金>

(円、税込)

契約種別			単 位	料金単価		
				申請単価	現行単価	差
電灯定額 接続送電 サービス	電灯料金	10Wまで	1 灯	39.09	40.55	▲1.46
		10Wをこえ20Wまで	1 灯	78.19	81.09	▲2.90
		20Wをこえ40Wまで	1 灯	156.37	162.18	▲5.81
		40Wをこえ60Wまで	1 灯	234.55	243.27	▲8.72
		60Wをこえ100Wまで	1 灯	390.93	405.45	▲14.52
		100Wをこえる100Wまでごとに	1 灯	390.93	405.45	▲14.52
	小型機器料金	50VAまで	1 機器	116.77	121.10	▲4.33
		50VAをこえ100VAまで	1 機器	233.53	242.21	▲8.68
		100VAをこえる50VAまでごとに	1 機器	116.77	121.10	▲4.33
電灯標準 接続送電 サービス	基本料金	実量契約	1 kW	227.38	227.38	±0.00
		電流制限器・主開閉器契約	1 kVA	162.24	162.24	±0.00
	電力量料金		1 kWh	7.87	8.26	▲0.39
電 灯 時間帯別 接続送電 サービス	基本料金	実量契約	1 kW	227.38	227.38	±0.00
		電流制限器・主開閉器契約	1 kVA	162.24	162.24	±0.00
	電力量料金	昼 間	1 kWh	8.26	8.69	▲0.43
		夜 間	1 kWh	7.44	7.81	▲0.37
電灯従量接続送電サービス※			1 kWh	11.59	11.99	▲0.40

※ 自己等への電気の供給（自己託送）の場合で希望されるときに適用いたします。

(注) 実際の料金等は、経済産業大臣の認可を受けて決定されます。

<低圧（動力） 接続送電サービス料金>

(円、税込)

契約種別			単 位	料金単価		
				申請単価	現行単価	差
動力標準 接続送電 サービス	基本料金	実量契約	1 kW	571.44	571.44	±0.00
		主開閉器契約	1 kW	379.26	379.26	±0.00
	電力量料金		1 kWh	5.58	6.15	▲0.57
動 力 時間帯別 接続送電 サービス	基本料金	実量契約	1 kW	571.44	571.44	±0.00
		主開閉器契約	1 kW	379.26	379.26	±0.00
	電力量料金	昼 間	1 kWh	5.84	6.46	▲0.62
		夜 間	1 kWh	5.29	5.83	▲0.54
動力従量接続送電サービス※			1 kWh	14.95	15.52	▲0.57

※ 自己等への電気の供給（自己託送）の場合で希望されるときに適用いたします。

(注) 実際の料金等は、経済産業大臣の認可を受けて決定されます。

<高圧・特別高圧 接続送電サービス料金>

(円、税込)

契約種別				単 位	料金単価		
					申請単価	現行単価	差
高 圧	高圧標準 接続送電 サービス	基本料金		1 kW	553.28	553.28	±0.00
		電力量料金		1 kWh	2.61	3.09	▲0.48
	高圧 時間帯別 接続送電 サービス	基本料金		1 kW	553.28	553.28	±0.00
		電力量料金	昼 間	1 kWh	2.79	3.32	▲0.53
			夜 間	1 kWh	2.40	2.85	▲0.45
	高圧従量接続送電サービス※			1 kWh	11.68	12.17	▲0.49
	ピークシフト割引			1 kW	470.28	470.28	±0.00
特 別 高 圧	特別高圧 標準接続送電 サービス	基本料金		1 kW	482.05	482.05	±0.00
		電力量料金		1 kWh	1.27	1.64	▲0.37
	特別高圧 時間帯別 接続送電 サービス	基本料金		1 kW	482.05	482.05	±0.00
		電力量料金	昼 間	1 kWh	1.34	1.74	▲0.40
			夜 間	1 kWh	1.21	1.54	▲0.33
	特別高圧従量接続送電サービス※			1 kWh	9.16	9.54	▲0.38
	ピークシフト割引			1 kW	409.75	409.75	±0.00

※ 自己等への電気の供給（自己託送）の場合で希望されるときに適用いたします。

(注) 実際の料金等は、経済産業大臣の認可を受けて決定されます。

<低圧（電灯・動力） 臨時接続送電サービス料金>

(円、税込)

契約種別		単 位	料金単価		
			申請単価	現行単価	差
電灯臨時 定額接続 送電サービス	50VAまで	1 日につき	3.47	3.60	▲0.13
	50VAをこえ100VAまで	1 日につき	6.93	7.19	▲0.26
	100VAをこえ500VAまでの場合 100VAまでごとに	1 日につき	6.93	7.19	▲0.26
	500VAをこえ1kVAまで	1 日につき	69.34	71.89	▲2.55
	1kVAをこえ3kVAまでの場合 1kVAまでごとに	1 日につき	69.34	71.89	▲2.55
電灯臨時 接続送電サービス	基本料金	1 kVA	電灯標準接続 送電サービスの 料金率を10% 割り増したもの	電灯標準接続 送電サービスの 料金率を10% 割り増したもの	—
	電力量料金	1 kWh			
動力臨時定額接続送電サービス		1 kW 1 日につき	93.86	98.42	▲4.56
動力臨時 接続送電サービス	基本料金	1 kW	動力標準接続 送電サービスの 料金率を20% 割り増したもの	動力標準接続 送電サービスの 料金率を20% 割り増したもの	—
	電力量料金	1 kWh			

(注) 実際の料金等は、経済産業大臣の認可を受けて決定されます。

<高圧・特別高圧 臨時接続送電サービス料金>

(円、税込)

契約種別			単 位	料金単価		
				申請単価	現行単価	差
高圧	高圧臨時接続送電サービス	基本料金	1 kW	高圧標準接続送電サービスの料金率を20%割り増したもの	高圧標準接続送電サービスの料金率を20%割り増したもの	—
		電力量料金	1 kWh			
特別高圧	特別高圧臨時接続送電サービス	基本料金	1 kW	特別高圧標準接続送電サービスの料金率を20%割り増したもの	特別高圧標準接続送電サービスの料金率を20%割り増したもの	—
		電力量料金	1 kWh			

<高圧・特別高圧 予備送電サービス料金>

(円、税込)

契約種別		単 位	料金単価		
			申請単価	現行単価	差
高圧	予備送電サービスA (予備線)	1 kW	84.66	84.66	±0.00
	予備送電サービスB (予備電源)	1 kW	109.00	109.00	±0.00
特別高圧	予備送電サービスA (予備線)	1 kW	67.00	67.00	±0.00
	予備送電サービスB (予備電源)	1 kW	107.50	107.50	±0.00

(注) 実際の料金等は、経済産業大臣の認可を受けて決定されます。



九州電力送配電